

やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所

弁護士 関 通 孝

育児・介護休業法の改正について その4

介護休業にかかる改正については、

- ① 事業主は、労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た場合には、介護休業の制度や両立支援制度などにつき、個別に周知、意向確認(①面談、②書面交付、③FAX、④電子メール等のいずれか)を行うことが義務付けされました。
さらに、これから介護の問題が生ずる可能性がある40歳に達した労働者などに対しても、これらの制度の情報提供を行うことが義務付けされました。
- ② また、事業主は、介護休業の申し出が円滑におこなわれるようにするために、研修の実施や相談体制の整備など、雇用環境整備の措置を講ずることが義務付けされました。

